

千葉県における再犯防止推進施策

社会復帰に向けた包括的支援体制の整備

令和3年11月16日（火）

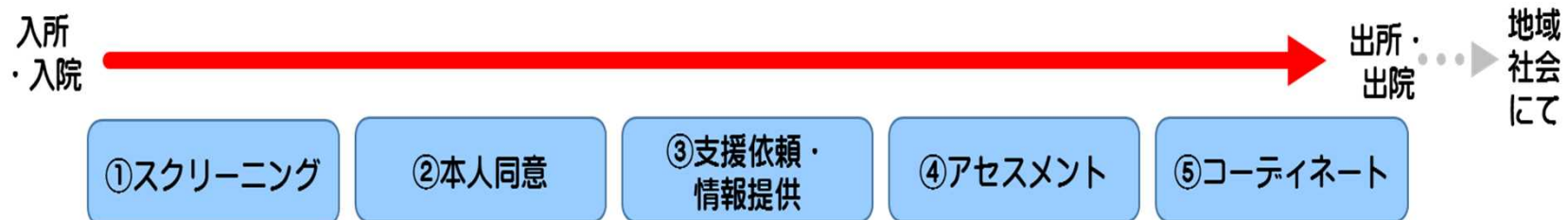
地方公共団体における再犯防止の取組を促進するための協議会

社会復帰に向けた包括的支援体制の整備（千葉県独自の重点課題）

『犯罪をした者等に対する切れ目のない生活支援等の推進』

矯正施設から出所・出院後に福祉的な支援を要する人に対し、釈放前に中核地域生活支援センター等の福祉の相談支援機関が矯正施設内で面談を行うことで、本人の状態や支援ニーズを把握し、釈放後、ただちに生活支援につなげていくことができる相談支援を実施。

支援体制の流れ



1 支援体制の概要

(1) 実施主体

支援体制の実施主体（支援の実施者）は、国及び県

(2) 支援対象者

東京矯正管区内の矯正施設を出所・出院し、千葉県に帰住を希望する人

(3) 支援体制の流れ

① スクリーニング

矯正施設に在所・在院中で、出所・出院後、地域の福祉関係機関の支援を受けることが望ましいと思われる人のうち、特別調整及び特別調整に準じた一般調整の対象とならなかった人を矯正施設が選定。

② 本人同意

県や支援関係機関による支援を受けること、矯正施設から県や支援関係機関へ個人情報提供されることについて、要支援対象者から同意を取得。

③ 支援依頼・情報提供

本人からの支援要請を基に、矯正施設から県へ支援依頼及び個人情報の提供。

④ アセスメント

矯正施設職員（福祉専門官等）同席のもと、県職員や中核センター等の相談支援機関職員が、矯正施設内で支援対象者と面接し、本人意向の把握と支援方針の決定を本人とともに実施。

⑤ コーディネート

支援方針に基づき、中核センター等が本人の支援ニーズに応じて同行支援を行う等、地域の支援関係機関や制度につなげるためのコーディネートや、地域の支援関係機関等による本人支援のためのネットワークの構築を行い、地域支援に移行。

千葉県中核地域生活支援センター等一覧

柏市の「あいネット」、船橋市の「さーくる (circle)」は、各市の自立相談支援事業です。
船橋市の「ふらっと船橋」は、障害者総合支援法にもとづく基幹相談支援センターです。

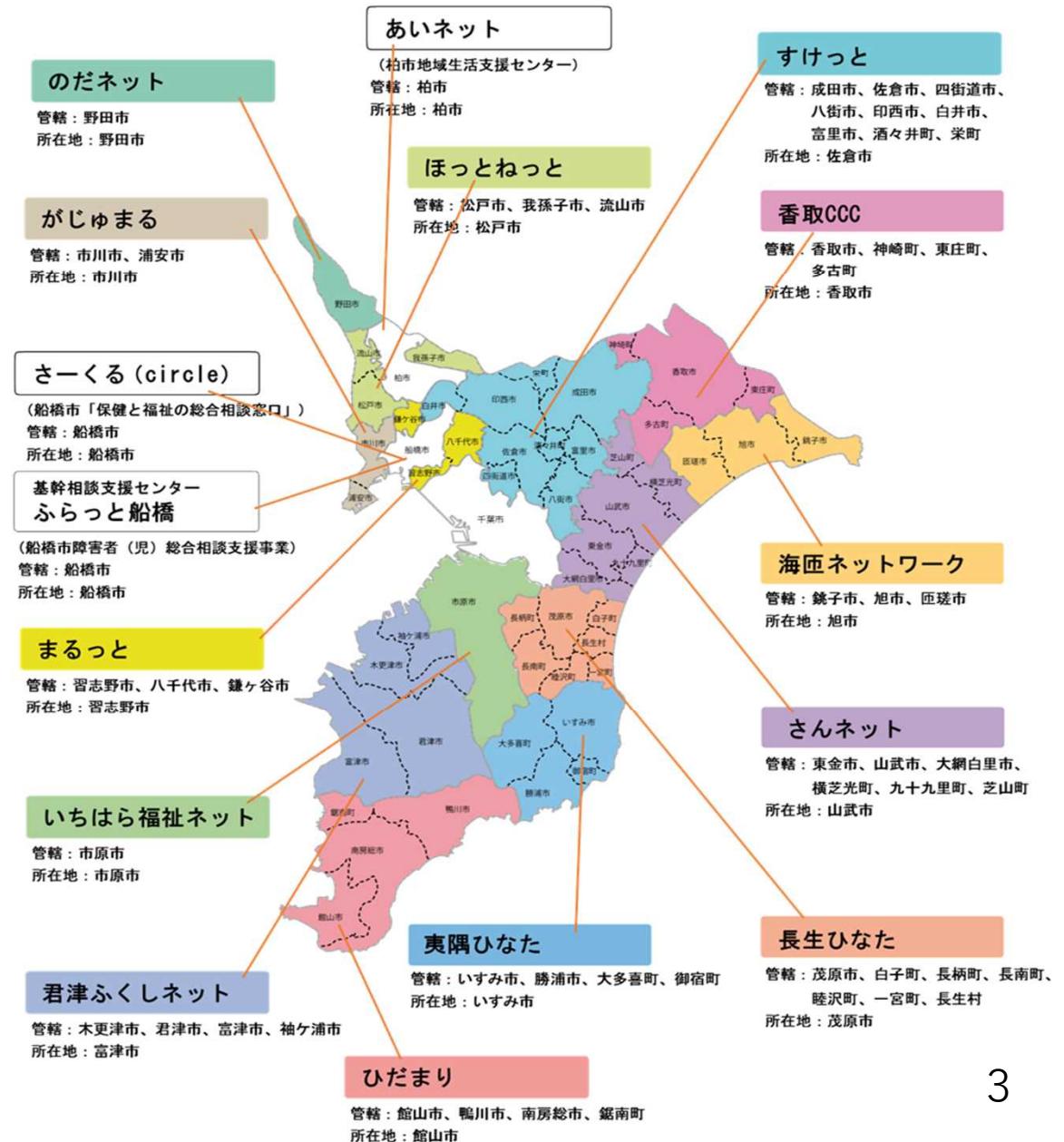
【中核地域生活支援センター】

平成16年に、千葉県独自の福祉の総合相談機関として、子供、障害者、高齢者等、誰もがあらまのまに、その人らしく暮らすことができる地域社会の実現のために設置された。

現在、千葉県内の保健所の所管区域ごとに13か所設置され、公募により圏域ごとに選考された社会福祉法人やNPO法人が、県と委託契約を結んで業務を行っている。

業務の内容は、制度の狭間や複合的な課題を抱えた方等、地域で生きづらさを抱えた方に対して、24時間365日体制で、分野横断的に、包括的な相談支援を行うこと。地域の関係機関との連携を図り、地域課題を共有する地域づくり、権利侵害への対応、市町村や相談支援機関等のバックアップを行うこと。

令和2年度の13センターの総相談件数は約83,000件。



2 支援体制の詳細

(1) 【スクリーニング】（矯正施設における支援対象者の選定）

① スクリーニングの対象者

地域の福祉関係機関の支援を受けることが望ましいと思われる人であって、特別調整及び一般調整の対象とならなかった人（地域生活定着支援センターの支援対象とならなかった人）

② スクリーニングの実施者

矯正施設職員（福祉専門官等）

③ スクリーニングの時期

成人は入所時から出所日の6月前まで、少年は入院時から随時

④ スクリーニングの実施方法

出所・出院後の社会復帰に向けた何らかの生活支援を必要とする人を、次の機会を捉えて選定

ア 刑執行開始時調査時 イ 生活環境調整時 ウ 福祉専門官等による個別面談時

⑤ 判断基準

高齢や障害に限らず、地域社会の福祉関係機関等により、何らかの支援を受けることが望ましいと思われることを基準とする

【判断基準の例示】

- ・ 帰住先の状況（受入先なし、家族等の受入れが難しい 等）
- ・ 各種障害の有無（手帳の有無ではなく、生活能力上や社会との関係性構築上の支障）
- ・ 経済的困窮状況（無職、無収入、有債務）
- ・ 医療受診の必要性（未受診、受診継続の必要性）

（３）【支援依頼・情報提供】（矯正施設から千葉県への支援依頼・情報提供）

① 矯正施設から千葉県への支援依頼

- ・（２）⑤で徴収した支援リーフレットによる本人からの支援依頼に基づき、矯正施設から千葉県健康福祉部健康福祉指導課あてに、支援を依頼
- ・支援依頼に当たっては、徴収した支援リーフレットの原本を依頼文書に添付

② 矯正施設から千葉県への個人情報の提供

- ・矯正施設の福祉専門官等は、（２）⑤で徴収した同意書に基づき、支援対象者に係るフェイスシート及びライフヒストリー（後掲）（令和３年４月３０日時点）を作成
- ・①の支援依頼に当たっては、作成したフェイスシート及びライフヒストリーを依頼文書に添付

（４）【アセスメント】（本人意向の把握と適切な支援方針の検討のため、矯正施設内で行う面接）

① アセスメントの実施者

矯正施設職員（福祉専門官等）同席のもと、県が実施

② アセスメントの時期

本人同意後

③ アセスメントの方法

- ア 矯正施設内での本人面接
- イ 本人の出所後の意向を確認
- ウ 関係機関による本人情報の共有
- エ 犯罪被害者の権利利益保護の視点からの検討

(5) 【コーディネート】（解決策の構築と出所・出院後の環境づくり）

① コーディネートの実施者

＜刑事司法機関側＞

ア 福祉専門官、社会福祉士、精神保健福祉士、刑務官、法務教官

イ 保護観察官

＜福祉機関側＞

ア 県（コーディネート機関）

イ 各種福祉サービスの提供機関等

② コーディネートの時期

ア アセスメント終了後から、出所・出院日まで

イ 出所・出院日から、本人が安定した地域生活を送ることができるまで

③ コーディネートの方法

ア 県（コーディネート機関）による調整

イ 更生緊急保護制度の活用

ウ 各種福祉サービスの実施者（市町村）・提供者等によるチーム支援

フェイスシート													刑務所内での生活状況	知能	IQ相当値＝（ ）CAPAS・WAIS－Ⅲ ・その他（ ） 年 月 実施			
									作成日					衣類着脱	自力・要配慮・要介助	食事	自力・要配慮・要介助	
									所属氏名					入浴	自力・要配慮・要介助	洗面	自力・要配慮・要介助	
かな氏名						性別	生年月日 (年齢)							排泄	自力・要配慮・要介助	移動	自力・要配慮・要介助	
						男・女・その他												
矯正施設入所日							満期・仮出所	刑名・刑期						対人関係	問題なし 問題あり（ ）			
刑期終了 (見込)日								入所度数						その他				
罪名							逮捕地					福祉サービスの利用等	障害基礎年金	あり (1級・2級・申請中) なし	療育手帳等	あり（ 級）・なし		
犯行概要及び 動機・要因													身体障害者手帳	あり（ 級）・ なし	要介護等認定	あり（要介護・要支援） なし		
住民票所在地													精神障害者 福祉手帳	あり（ 級）・ なし	生活保護	あり（受給地： ） なし		
家族図 (ジェノグラムにより簡易に記載)		家族関係概要											その他					
身元引受人や 出所後に頼れる 人の存在												経済状況	(富裕 ・ 普通 ・ 困窮)					
趣味：特技												反社会集団との 関わり	なし あり（ ）					
医療や身体の状態	身長			体重			視力		右 () 左 ()		聴力		右 () 左 ()	就労について (職歴・有する 資格等)				
	現在症											所持金						
	既往症											出所後の生活に ついて 本人の希望等						
	飲酒	あり	・	なし	喫煙			あり	・	なし	賭博		あり	・	なし			
	その他											課題と支援 の方針						

[illegible]